

島根大学研究・学術情報機構エスチュアリー研究センター研究推進協議会細則

(平成25年島大細則第10号)

(平成25年6月6日制定)

[平成28年3月15日一部改正]

[平成29年3月21日一部改正]

(趣旨)

第1条 この細則は、島根大学研究・学術情報機構エスチュアリー研究センター規則（平成25年島大規則第28号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、島根大学研究・学術情報機構エスチュアリー研究センター研究推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、島根大学研究・学術情報機構エスチュアリー研究センター（以下「センター」という。）の研究目標の設定及び研究の進捗状況等を点検・評価し、もって研究の推進に資することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 センター長

二 副センター長

三 本学職員でエスチュアリー研究に関し高い識見を有するもの 若干名

四 本学職員以外の者でエスチュアリー研究に関連する行政機関及びNPO法人等に所属する者 5名程度

五 本学職員以外の者で研究・運営に関し高い識見を有するもの 若干名

2 前項第3号の委員は、島根大学研究・学術情報機構長（以下「機構長」という。）の推薦に基づき、学長が任命する。

3 第1項第4号及び第5号の委員は、機構長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

4 機構長は、前2項の推薦に当たっては、あらかじめ当該職員の所属部局等の長又は当該学外研究者の所属機関の長の承諾を得るものとする。

5 第1項第3号、第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

6 協議会に委員長を置き、委員長はセンター長をもって充てる。

(会議)

第4条 協議会は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代理する。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会が必要と認めたときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 協議会に関する事務は、企画部地域連携・研究協力課において処理する。

附 則

この細則は、平成25年6月6日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。